

平成二十一年一月二十一日提出  
質問第四四号

竹島の面積等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 竹島の面積等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第一三号）を踏まえ、再質問する。

一 我が国は、北海道、本州、四国、九州の四島の他に、小笠原諸島や南西諸島、伊豆諸島等の数多くの島から構成されているが、我が国を構成する島は合計いくつか明らかにされたい。

二 前回質問主意書で、我が国固有の領土である竹島の中の西島、東島を除く五十二の島ひとつひとつの面積を政府は把握しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『西島、東島を除く五十二の島』の面積については、これらの島を地形図上で集約して計測した部分もあるため、お尋ねの『島ひとつひとつの面積』のすべてを把握しているものではない。」との答弁がなされている。一 我が国を構成する島々のうち、竹島の中の西島、東島を除く五十二の島以外に、政府としてその面積を把握していない島はあるか。

三 竹島は現在韓国により不法占拠されているが、韓国は竹島の中の西島、東島を除く五十二の島ひとつひとつの面積を把握しているかどうか、政府として承知しているか。

四 政府として、竹島の中の西島、東島を除く五十二の島ひとつひとつの面積を把握する必要はないと認識

しているか。

五 韓国政府により我が国固有の領土である竹島の測量が行われているならば、それは我が国の主権侵害に該当すると考えるが、政府は過去の答弁書で、韓国政府による竹島の測量の一々については把握していない旨の答弁をしている。その理由は何かと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三七五号）四から六までについて述べたとおり、御指摘の測量の一々について把握していないが、いずれにせよ、先の答弁書（平成二十年十月三日内閣衆質一七〇第三号）二について述べたとおりである。」と、韓国政府による竹島の測量は我が国の主権侵害であることを政府として認めながらも、その一々を把握していない理由については、何も明確な答弁がなされていない。韓国政府により竹島の測量が行われているか否か、政府として把握していない理由は一体何であるのか、再度質問する。

右質問する。